

千葉県県立高等学校における3つの方針（スクール・ポリシー）について

令和3年3月末の学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校における3つの方針（スクール・ポリシー）を各校が策定・公表することが規定されました。

これを受け、本県の県立高校においても、県教育委員会が策定した「県立高校改革推進プラン」を「スクール・ミッション」に位置づけ、各校にて「スクール・ポリシー」を策定し、このたび、県教育委員会のホームページにて公表しました。

今後、各校では、「スクール・ポリシー」を起点に教育活動を展開していきます。

Q 「スクール・ポリシー」とは？

高等学校における3つの方針のことで、以下の3つの教育活動の方針を示します。

- ①高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針（このような生徒を育てます。）
- ②教育課程の編成及び実施に関する方針（このような学びを展開します。）
- ③入学者の受入れに関する方針（このような生徒を受け入れます。）



Q 「スクール・ミッション」とは？

学校設置者が各校の存在意義や期待される社会的役割等を明確化したもので、本県では、県教育委員会が、令和4年3月に策定した「県立高校改革推進プラン」の中で、以下の4つの観点を「スクール・ミッション」として示すとともに、各校に設置している学科やコース、学び等について、それぞれの計画の方向を定めています。これらを踏まえ、各校で「スクール・ポリシー」を策定しています。

- ①地域の担い手として、地域の発展に尽力・貢献する人材の育成
- ②地域において、他地域や世界とをつなぐ人材の育成
- ③世界を舞台に、日本の未来を切り拓く人材の育成
- ④専門分野の未来を切り拓く人材（スペシャリスト）の育成

<掲載先>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/miryoku/koukou/school-policy.html>



お問い合わせ先：企画管理部教育政策課
電話 043-223-4026